

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

高千穂町上下水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

水道法が改正され、令和元年10月1日から施行されます。
その中で、給水装置工事事業者の指定に有効期間が新たに定められ、更新制が導入されます。
(更新されない場合、給水装置工事事業者の指定を失効します)

指定の有効期間が、**従来の無制限から5年間**となります。
改正前の制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは
指定を受けた日によって、初回更新までの有効期間が異なります(下表参照)。

法改正前に町から指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日 ~ 平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日 ~ 平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日 ~ 平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日 ~ 平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日 ~ 令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

更新期限前に更新期間を設けますので、**期間内での更新手続き**をお願いします。
更新期間前には各給水装置工事事業者様に**文書で通知**する予定です。なお未届での住所移転や所在不明による郵便の不着や期間内未更新等について、**再通知は致しません**。

更新の要件は高千穂町指定給水装置工事事業者に関する規程第3条に準拠します

- 給水装置主任技術者の選任
- 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- 指定給水装置工事事業者に関する規程第4条の欠格要件に該当しない者

当初指定申請時と同じ要件ですが、**規程第4条が一部改正**されています。

更新申請時に必要な書類は、以下のとおりです。

- 指定給水装置工事事業者指定申請書(更新) (様式第12号)
- 機械器具調書 (様式第12号別表)
- 誓約書 (様式第2号)
- 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第3号)
- 給水装置工事資格者一覧表 (様式第3号参考資料)
- 給水装置工事主任技術者免状の写し
- 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本(法人)、住民票の写し(個人)

申請書及び機械器具調書以外は、当初指定申請時と同じです。
また指定更新には、**更新手数料10,000円**が必要です。

指定更新申請時に下記項目の確認をします(指定給水装置工事事業者に関する規程第3条第2項第3号)

- 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- 指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

指定更新についての
お問い合わせは
高千穂町上下水道課
☎0982-73-120